平成１８年４月２１日

各　　位

会社名　株式会社　ゴ　ト　ー
代表取締役社長　後　藤　行　宏
（JASDAQ・コード　９８１７）
（問合せ先）
責任者役職名　常務取締役管理本部長
兼総合企画部長
氏　　名　土　橋　文　彦
Ｔ　Ｅ　Ｌ　055（923）5100

定款一部変更に関するお知らせ

平成１８年４月２１日開催の当社取締役会において、「定款の一部変更の件」に関し、平成１８年５月３０日開催予定の第５３期定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議いたしましたのでご通知いたします。

記

１．定時株主総会開催予定日　　平成１８年５月３０日

２．定款の一部変更の趣旨および目的

「会社法」（平成17年法律第86号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、変更、新設、削除等を行うもので、その主な内容は次のとおりであります。

(1)　定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。

(2)　一部表現の変更、字句の修正を会社法で使用される用語に変更するものであります。

(3)　「会社法」の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）により会社法の施行に伴って定款に定めたものとみなされた事項につきましても、条文の新設、変更、文言の整備等をあわせて行うものであります。

(4)　上記変更に伴ない、条文の繰り下げ等を行うものであります。

３．変更の内容

変更の内容は、次の変更定款案のとおりであります。

（下線は変更部分を示します）

現 行 定 款	変 更定 款 案
第１章　総　　則	第１章　総　　則
（商　号） 第1条 当会社は、株式会社ゴトーと称し、英文ではGOTO ＣＯ，ＬＴＤ．と表示する。	（商　号） 第1条 当会社は、株式会社ゴトーと称し、英文ではGOTO ＣＯ，ＬＴＤ．と表示する。
（目　的） 第２条　当会社は次の事業を営むことを目的とする。 (1) 既製洋服類の販売 (2) スポーツ用品類の販売 (3) 家庭電化製品類、日用品雑貨、宝石アクセサリー類、書籍、和洋雑貨品、医薬品及び医薬部外品の販売 (4) 不動産賃貸業 (5) 酒類、清涼飲料類、食料品の販売及び飲食店業 (6) 不動産仲介業 (7) 損害保険代理店業、旅行代理店業、広告代理店業 (8) 陸上運送業 (9) 倉庫業 (10)スポーツ施設、遊戯場の経営及び賃貸業 (11) 映像ソフト及び音声ソフトの製作、販売、賃貸ならびにこれら関連機器の販売、賃貸 (12) 上記各号に関連する企業、個人事業の経営指導業務 (13) 前各号に附帯する一切の業務	（目　的） 第２条　当会社は次の事業を営むことを目的とする。 (1) 既製洋服類の販売 (2) スポーツ用品類の販売 (3) 家庭電化製品類、日用品雑貨、宝石アクセサリー類、書籍、和洋雑貨品、医薬品及び医薬部外品の販売 (4) 不動産賃貸業 (5) 酒類、清涼飲料類、食料品の販売及び飲食店業 (6) 不動産仲介業 (7) 損害保険代理店業、旅行代理店業、広告代理店業 (8) 陸上運送業 (9) 倉庫業 (10)スポーツ施設、遊戯場の経営及び賃貸業 (11) 映像ソフト及び音声ソフトの製作、販売、賃貸ならびにこれら関連機器の販売、賃貸 (12) 上記各号に関連する企業、個人事業の経営指導業務 (13) 前各号に附帯する一切の業務
（本店の所在地） 第３条　当会社は本店を静岡県沼津市に置く。	（本店の所在地） 第３条　当会社は本店を静岡県沼津市に置く。
（公告の方法） 第４条　当会社の公告は日本経済新聞に掲載する。	（公告の方法） 第4条　当会社の公告は日本経済新聞に掲載する方法により行う。
第２章　株　式	第２章　株　式
（発行する株式の総数） 第５条　当会社の発行する株式の総数は24,634,000株とする。ただし、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。	（発行可能株式総数） 第５条　当会社の発行可能株式総数は24,634,000株とする。
（取締役会決議による自己株式の買受け） 第６条　当会社は、商法第２１１条ノ３第１項第２号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。	（取締役会決議による自己株式の取得） 第６条　当会社は、会社法第１６５条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。
（１単元の株式の数および単元未満株券の不発行） 第７条　当会社の１単元の株式の数は100株とする。 ②　当会社は、１単元の株式の数に満たない株式（以下、「単元未満株式」という。）に係わる株券を発行しない。	（単元株式数） 第７条　当会社の１単元の株式数は100株とする。 （８条２項に移項）
（新　設）	（株式の発行） 第８条　当会社は株式に係る株券を発行する。 ②　前項の規程にかかわらず、当会社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。
（新　設）	（単元未満株主の売渡請求） 第９条　単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下、買増しという)を当会社に請求することができる。
（新　設）	（単元未満株主の権利制限） 第10条　当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

	（1）会社法１８９条第２項各号に掲げる権利 （2）取得請求権付株式の取得を請求する権利 （3）募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利 （4）前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利
（名義書換代理人） 第８条　当会社は、株式につき名義書換代理人を置く。 ②　名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。 ③　当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取、届出の受理、実質株主通知の受理その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。	（株主名簿管理人） 第11条　当会社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 ③ 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取、届出の受理、実質株主通知の受理その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。
（株式取扱規則） 第9条　会社の株券の種類および株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の不所持、株券の再交付、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取、届出の受理、実質株主通知の受理その他株式に関する取扱ならびに手数料については、取締役会で定める株式取扱規則による。	（株式取扱規則） 第12条　会社の株券の種類および株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取、届出の受理、実質株主通知の受理その他株式または新株予約権に関する取扱ならびに手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規則による。
（基準日） 第10条 当会社は、毎決算期末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 ②　前項その他本定款に定めがある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。	（基準日） 第13条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 ② 前項その他本定款に定めがある場合にかかわらず、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。
第３章　株　主　総　会	第３章　株　主　総　会
（招　集） 第11条　当会社の定時株主総会は、営業年度末から３ケ月以内に招集して、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。 ②　前項の定時株主総会において、権利を行使することができる株主は、毎年２月末日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主とする。	（招　集） 第14条　当会社の定時株主総会は、事業年度末から３ケ月以内に招集して、臨時株主総会はその必要がある場合に随時招集する。 ②　前項の定時株主総会において、権利を行使することができる株主は、毎年２月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主とする。
（議　長） 第12条　株主総会の議長は社長がこれに当たり、社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定められた順位により他の取締役がこれに当たる。	（議　長） 第15条　株主総会においては取締役社長が議長となり、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定められた順位により他の取締役が当たる。
（新　設）	（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第16条　当会社は株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
（決　議） 第13条　株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。 ②　商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分	（決　議） 第17条　株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。 ②　会社法第３０９条第２項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができ

の２以上で行う。	る株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上で行う。
（議決権の代理行使） 第14条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合に株主または代理人は、総会毎に代理権を証する書面を会社に提出することを要する。	（議決権の代理行使） 第18条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として議決権を行使することができる。この場合に株主または代理人は、総会毎に代理権を証明する書面を会社に提出することを要する。
第４章　　取締役、取締役会および代表取締役	第４章　　取締役、取締役会および代表取締役
（新　設）	（取締役会の設置） 第19条　当会社は取締役会を置く。
（取締役の員数） 第15条　当会社の取締役は１０名以内とする。	（取締役の員数） 第20条　当会社の取締役は１０名以内とする。
（取締役の選任） 第16条　当会社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。 ②　当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。	（取締役の選任） 第21条　当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。 ②　当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。
（取締役の任期） 第17条　取締役の任期は、就任後２年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 補欠または増員で就任した取締役の任期は、現任取締役の任期満了すべき時までとする。	（取締役の任期） 第22条　取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 補欠または増員で選任した取締役の任期は、現任取締役の任期満了する時までとする。
（取締役会の招集） 第18条　取締役会は、その定めるところにより、これを招集するものとする。その通知は、各取締役に対して会日の３日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②　取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、取締役会を開催することができる。	（取締役会の招集） 第23条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長がこれを招集し、議長となる。その通知は、各取締役に対して会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②　取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、取締役会を開催することができる。
（取締役会の権限） 第19条　取締役会は、法令またはこの定款に定める事項その他当会社の業務執行に関する重要事項を決定する。	（取締役会の権限） 第24条　取締役会は、法令またはこの定款に定める事項その他当会社の業務執行に関する重要事項を決定する。
（代表取締役および役付取締役） 第20条　当会社に社長１名、必要に応じ取締役会長、取締役副会長、各１名および副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を置き取締役会の決議により、取締役の中から選任する。 ② 社長は当会社を代表する。 ③ 社長のほか取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を定めること ができる。	（代表取締役および役付取締役） 第25条　当会社に取締役社長１名、必要に応じ取締役会長、取締役副会長、各１名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を置き取締役会の決議によって、取締役の中から選定する。 ② 取締役 社長は当会社を代表する。 ③ 取締役社長のほか取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を選定すること ができる。
（業務執行） 第21条　取締役会長は、取締役会を統理し、取締役副会長は、取締役会長を補佐する。取締役社長は取締役会の決議を執行し、一切の業務を統括する。 ② 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が社長の職務を代行する。	（業務執行） 第26条　取締役会長は、取締役会を統理し、取締役副会長は、取締役会長を補佐する。取締役社長は取締役会の決議を執行し、一切の業務を統括する。 ② 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が社長の職務を代行する。
（新　設）	（取締役会の決議の方法） 第27条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（新　設）	（取締役会の決議の省略） 第28条　当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。
（新　設）	（取締役の責任免除） 第29条　当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 2　当会社は社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める額とする。
（報酬および退職慰労金） 第22条　取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。	（取締役の報酬等） 第30条　取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
第５章　　監　査　役及び監査役会	第５章　　監　査　役及び監査役会
（新　設）	（監査役および監査役会の設置） 第31条　当会社は監査役および監査役会を置く。
（監査役の員数） 第23条　当会社の監査役は、４名以内とする。	（監査役の員数） 第32条　当会社の監査役は、４名以内とする。
（監査役の選任） 第24条　当会社の監査役は、株主総会において総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。	（監査役の選任） 第33条　当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。
（補欠監査役の選任） 第25条　法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 ②　補欠監査役の選任決議は、株主総会の議決権の3分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。 ③　補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。	（削　る）
（監査役の任期） 第26条　監査役の任期は、就任後４年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。 ③　前条第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。	（監査役の任期） 第34条　監査役の任期は、選任後４年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 ③　会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ④　前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（新　設）	（常勤監査役） 第35条　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選任する。
（監査役会の招集） 第27条　監査役会の招集は、各監査役に対し、会日の３日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 監査役会は、監査役全員の同意により、招集の手続きを経ないで、監査役会を開催することができる。	（監査役会の招集通知） 第36条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の３日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 監査役会は、監査役全員の同意により、招集の手続きを経ないで、監査役会を開催することができる。
（監査役の報酬および退職慰労金） 第28条　監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。	（監査役の報酬等） 第37条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
（新　設）	（監査役の責任免除） 第38条　当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第４２３条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 ②　当会社は社外監査役との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める額とする。
（新　設）	第６章　　会　計　監　査　人
（新　設）	（会計監査人の設置） 第39条　当会社は会計監査人を置く
（新　設）	（会計監査人の選任） 第40条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。
（新　設）	（会計監査人の任期） 第41条　会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ②　会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。
（新　設）	（会計監査人の報酬等） 第42条　　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。
（新　設）	（会計監査人の責任免除） 第43条　　当会社は会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める額とする。
第６章　　計　　算	第７章　　計　　算
（営業年度） 第29条　当会社の営業年度は、毎年３月１日から翌年２月末日までの１年とし、毎営業年度末に決算を行う。	（事業年度） 第44条　当会社の事業年度は、毎年３月１日から翌年２月末日までの1年とする。
（利益配当金の支払） 第30条　利益配当金は、毎決算期末日現在最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し支払う。	（期末配当金） 第45条　　当会社は株主総会の決議によって毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

（中間配当） 第31条　当会社は、取締役会の決議により、毎年８月３１日現在最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ５の規定による金銭の分配（中間配当金という）を行うことができる。 ② 取締役会は、毎年１１月末までに前項の金銭の分配を行うか否かおよびこれを行う場合における金額について決議する。 （配当金等の除斥期間） 第32条　利益配当金および中間配当金は、その支払開始の日から満３年を経過したときは当会社はその支払いの義務を免れる。	（中間配当金） 第46条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法454条第5項に定める剰余金の配当（以下、中間配当金という）を行うことができる。 ② 取締役会は、毎年11月末までに前項の金銭による剰余金の配当を行うか否かおよび行う場合における金額について決議する。 （期末配当金等の除斥期間） 第47条　期末配当金および中間配当金は、支払開始の日から満３年を経過したときは当会社はその支払いの義務を免れる。 ②　未払いの期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

注．この定款の変更は、定時株主総会において承認を得た日から施行する。

以上